

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画変更年度	
計画主体	大樹町、広尾町

大樹町・広尾町鳥獣被害防止計画

大樹町

< 連絡先 >
担当部署名 大樹町農林水産課農政係
所在地 北海道広尾郡大樹町東本通33番地
電話番号 01558-6-2115 (直通)
FAX番号 01558-6-4844
メールアドレス nousei-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

広尾町(代表)

担当部署名 広尾町農林課農政林務係
所在地 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1
電話番号 01558-2-0179
FAX番号 01558-2-6294
メールアドレス n-norin@town.hiroo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ハシブトガラス、ハシボソガラス（以下、カラスと表記。）、ドバト、キジバト（以下、ハトと表記。）、アライグマ、タンチョウ、タヌキ、ゴマフアザラシ、ゼニガタアザラシ（以下、アザラシと表記。）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大樹町・広尾町（全域）

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害面積	被害金額	その他
エゾシカ	牧草	281.92 ha	65,246 千円	
	小麦	6.60 ha	1,871 千円	
	大豆	0.06 ha	22 千円	
	小豆	5.355 ha	4,374 千円	
	手亡	0.10 ha	26 千円	
	てん菜	2.35 ha	1,654 千円	
	スイートコーン	0.10 ha	111 千円	
	デントコーン	56.60 ha	27,598 千円	
	人参	0.50 ha	1,294 千円	
	馬鈴薯	16.46 ha	42,752 千円	
	そば	7.50 ha	1,241 千円	
	小計	377.545 ha	146,189 千円	
ヒグマ	小麦	3.60 ha	1,020 千円	
	てん菜	0.61 ha	429 千円	
	デントコーン	45.85 ha	22,143 千円	
	牧草ロール	—	502 千円	64個
	小計	50.06 ha	24,094 千円	
キツネ	小豆	0.60 ha	490 千円	
	スイートコーン	0.10 ha	111 千円	
	牛	—	550 千円	4頭
	牧草ロール	—	840 千円	105個
	小計	0.70 ha	1,991 千円	
カラス	牧草ロール	—	2,242 千円	301個
	牛	—	4,510 千円	19頭
	デントコーン	12.16 ha	5,740 千円	
	小計	12.16 ha	12,492 千円	
ハト	デントコーン	0.10 ha	49 千円	
	小計	0.10 ha	49 千円	
タンチョウ	デントコーン	0.50 ha	244 千円	
	小計	0.50 ha	244 千円	
アライグマ	スイートコーン	0.10 ha	111 千円	
	牧草ロール	—	207 千円	30個
	小計	0.10 ha	318 千円	
アザラシ	鮭	—	6,989 千円	1,556尾
	小計	0.00 ha	6,989 千円	
合計		441.17 ha	192,366 千円	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内容
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の生息数はここ数年増加傾向にあり、畑・飼料作物とも山林に隣接する地域を中心に、春から秋にかけての食害が甚大である。特に牧草では被害程度の把握が難しく、実際には上記数値をはるかに上回る被害があるものと推測される。また、冬期間は造林苗木や樹皮の食害が著しい。 ・その他、道路への飛び出しによる交通事故が通年で発生している。
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況の詳細は不明であるが、近年市街地付近での目撃例が増えており、生息域が人の生活圏と重なってきていることが窺われる。農作業にも支障をきたしている。 ・現状では人畜に対する被害は見られないが、今後も十分な警戒が必要である。 ・農作物では収穫前の食害・踏付被害が目立つ。
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・一年を通して牛舎周辺の飼料等の食害や、乳牛が分娩時に咬まれ廃用になった例がある。 ・また、市街地での出没も多発しており、糞による感染症発生の懸念がある。
カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・デントコーンに対する食害のほか、ビート移植苗の抜き取りや牧草ロールパックの穴あけ等の被害が発生している。また、家畜に対する直接被害も懸念される。 ・市街地においても、育雛期における人への攻撃や、生ゴミをあさるなどの苦情も寄せられている。また、景観の悪化や糞害が発生している。
ハト	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。
タンチョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の食害が発生している。特別天然記念物であることから捕獲を行うことは不可能であるが、対策を講じる必要がある。
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・十勝全域で生息数が急上昇し、年々捕獲数が増加している。 ・農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。
タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報が寄せられており、農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。
アザラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・敷設された定置網に侵入し、漁獲物の食害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）		軽減率	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
対象鳥獣による農業被害	441.17 ha	185,018 千円	419.11 ha	175,767 千円	5%	5%
ヒグマによる人畜被害	無し		無し (未然防止)			
キツネ、タヌキ、アライグマ、カラスなどの鳥類の畜舎侵入	畜舎等への侵入あり					
アザラシによる漁業被害	1,556 尾	6,989 千円	1,400 尾	6,290 千円	10%	10%
合計	441.17 ha 1,556 尾	192,007 千円	419.11 ha 1,400 尾	182,407 千円	5% 10%	5%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカ 猟友会に要請して銃器・一斉駆除による有害駆除を実施。また、くくり罠の普及活動及び駆除を実施。 ICT機器を活用した大型囲い罠を設置し、エゾシカの誘引捕獲作業の省力化およびその捕獲効率の検証を目的とした実証実験を実施している。 ・ヒグマ 市街地付近での出没時には緊急にハンターの出動を要請し、箱わなの設置も含め駆除を実施するなど、迅速な対応に努めている。 ・キツネ、カラス、ドバト 銃器のほか、わなによる捕獲を実施している。また、カラス、ドバトについては、音による威嚇や、防鳥ネット、反射材などによる畜舎侵入防止の対策も併せて実施している。 ・アザラシ 網を起こす時間帯の変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化等により駆除体制を維持することが困難になりつつあり、後継者の育成が課題である。 ・エゾシカの活動が活発な夜間の銃による捕獲が困難なため、わなによる捕獲技術の向上と推進を図る。 ・町内全域にカラス類の生息数が増加しているため、対策を講じる必要がある。 ・キツネ、アライグマの目撃情報が増加しているため、重点的に捕獲活動を行う必要がある。 ・アザラシは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律対象生物であり共存の道を探らなければならない。入網を防ぐ柵の設置や音による防除は漁獲への影響や経費面で懸念される。音波発生装置の試験導入で一定期間の効果が確認されているが効果を得るためには数種類の装置を全箇所を設置する必要があり、経費が掛かる。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な防護柵は設置していない。 ・各耕作者の判断により、圃場ごとに電気柵を設置し対処しているが、対象作物はデントコーン、ビート等に限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢が入り組む地形や、設置に係る莫大な費用負担、設置後の施設の維持管理、山林被害増加の懸念等の問題が多く、固定的な防護柵の設置は困難である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会とともにライトセンサスを実施している。 ・JAひろおが実施している、鳥獣による農業被害調査の結果を提供してもらい、生息分布の把握をしている。 ・鳥獣による農業被害調査実施後、聞き取りを行い生息分布の把握を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトセンサスでは実施する範囲に限りがあるため、正確な生息分布の把握は困難である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・エゾシカ個体数の減少に向け、行政、農林水産業関係団体、猟友会など広域協議会が一体となって被害の実態を把握し、継続的な有害鳥獣対策を実施するほか、わな（ヒグマ、キツネ、カラス、シカ）の充実化により効果的な対策を実施する。
- ・地域ごとに電気牧柵を設置し、農業被害の防止に努める。
- ・防護柵については、問題解決に向けて、今後検討する。
- ・特別天然記念物であるタンチョウは花火で追い払い農業被害の防止に努める。
- ・タヌキについては、わなを活用した捕獲に努める。
- ・アザラシについては、陸上からの観察も含め、より正確な被害状況の把握に努めるほか、音波装置導入を含め関係機関と協力して共存の道を探る。
- ・猟友会会員の高齢化に対応するため、捕獲の担い手を育成すると共に、補助体制を充実させ、新規会員の増加を図る。その他、有害鳥獣被害対策協議会以外の関係団体とも連携を図りながら、対策の推進を図る

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・大樹・広尾町及び両町農林水産業関係機関等で構成する広域鳥獣被害防止対策協議会にて農林水産業被害情報を共有し、広域的な取組を実施することにより、効果的な有害鳥獣の捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	有害鳥獣全般	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者確保のための普及、啓発活動の実施 ・農林水産業被害状況報告の取りまとめ等 ・有害鳥獣捕獲業務(捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等) ・各種講習会参加への補助 ・電気牧柵の購入、設置 ・エゾシカ駆除の実施 ・移動式囲いわなによる駆除の実施 ・必要に応じた捕獲機材や音波装置の購入、設置と講習会の開催 ・捕獲したエゾシカの利活用の検討、実施
令和8年度		
令和9年度		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・両町の背景には日高山脈が連なり、ヒグマ・エゾシカ等有害対象鳥獣が数多く往来しており生息数を把握することは困難である。そのため、広域鳥獣被害対策協議会内で情報を共有し、国等の事業を活用し、効果的な対策を実施する。
- ・捕獲計画数については、過去の捕獲頭数の実績とするが、しかしながら現体制での捕獲には限界がある、当面現状の捕獲数を維持するものの、効果的な対策の実施により捕獲頭数の上積を図る。
- ・ヒグマについては自然保護の観点から、被害の未然防止対策を講ずることを基本とするが、出没状況に応じて捕獲する。目標を設定した積極的な駆除は実施しない。
- ・キツネ、タヌキ、カラス、ハトについては、農業施設の周辺や市街地付近など、銃器による駆除が困難な場合が多いため、わなによる若干の捕獲増を考慮したうえで過去実績並の捕獲を計画する。
- ・アライグマについては、外来生物法の対象であることから、捕獲計画数は定めず、捕獲を推進する。
- ・タンチョウおよびアザラシ類については鳥獣保護法で規定する稀少鳥獣であるため捕獲計画数を定めず、被害防止を推進する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	3,400 頭	3,500 頭	3,500 頭
ヒグマ	70 頭	80 頭	80 頭
キツネ	330 頭	330 頭	330 頭
カラス	1,200 羽	1,200 羽	1,200 羽
ハト	1,030 羽	1,030 羽	1,030 羽
アライグマ	270 頭	270 頭	270 頭
タヌキ	90 頭	120 頭	120 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカは銃器のほか捕獲機材による捕獲を基本とし、狩猟期間を除く通年、主に山林に隣接する農村地域を中心に全町を対象とする。なお、農村地域での捕獲にあたっては、土地所有者の了解を得る等、トラブルの発生防止に留意する。 ・ヒグマについては可能な場合は追い払い等の取り組みを検討し、市街地付近での出没や、繰り返し農作物への被害を与えるなど真にやむを得ない個体のみを駆除の対象とする。捕獲は原則として箱わなによるものとし、安全確保のため設置場所に十分留意するとともに、周辺住民に周知し注意を喚起する。 ・キツネ、タヌキ、カラスについては、全町的に被害が寄せられていることから、全町を対象とする。捕獲は銃器による捕獲と併せ、わなによる効率的な捕獲を実施する。 ・ハトは被害農家を中心に農業用施設への侵入防止策の実施を前提とし、銃器による捕獲は補完的に実施する。 ・特別天然記念物であるタンチョウについては、捕獲することができないため、被害のある畑などにおいて花火等による追い払いを行う。 ・アライグマについては外来生物法の対象であることから、可能な限り捕獲を推進する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲にあたっては、遠い距離にいる有害鳥獣を仕留めることも必要であることから、ライフル銃の免許を取得している鳥獣被害対策実施隊員には、ライフル銃での捕獲を許可している。 ・大樹町での鳥獣被害対策実施隊の活動は4月1日から10月下旬までとして、各隊員は、担当地区を巡回して出没情報の確認や捕獲を行っている。 ・広尾町での鳥獣被害対策実施隊の活動は4月1日から3月下旬までとして、町内を巡回して、駆除やパトロールを行っている。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大樹町 広尾町	エゾシカ・タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ・エゾシカ (大樹町)	電気柵 20機予定	電気柵 20機予定	電気柵 20機予定
エゾシカ (広尾町)	状況に応じて対応する		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ・エゾシカ	設置者による、適正管理、点検、草刈りや線のたるみの改善等の徹底を呼び掛ける。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	有害鳥獣 全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産物残渣や生ゴミ等を誘引するおそれのある物の管理の徹底。 ・ 各地区（農家）による電気柵の活用。 ・ 有害鳥獣による農産物被害等の未然防止を図るため、鳥獣被害対策実施隊員による有害鳥獣捕獲、追い払いの巡回業務を実施。 ・ 広報紙や町内の無線放送等による注意喚起。
令和8年度		
令和9年度		

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

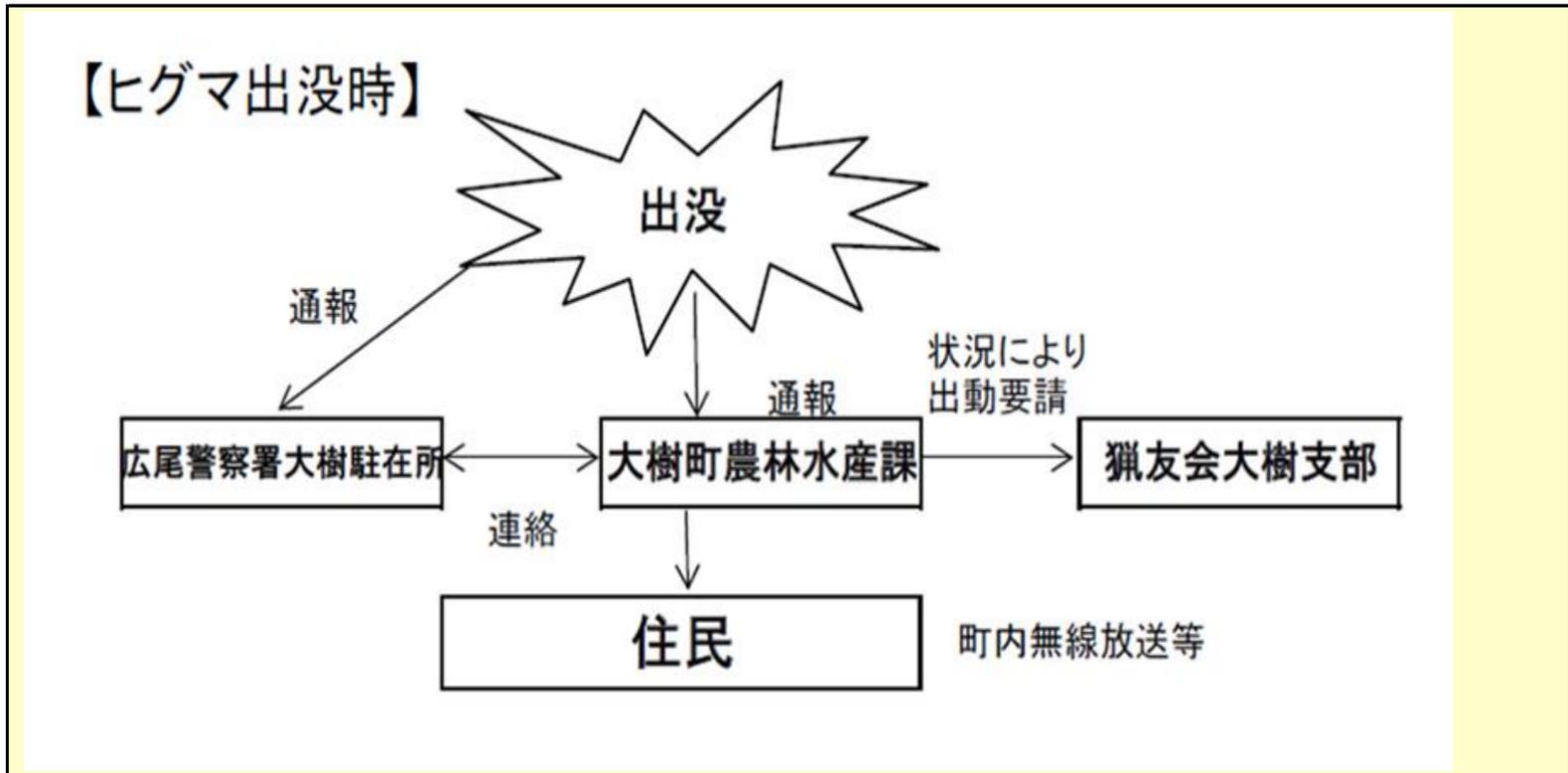
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大樹町役場農林水産課	現場確認、住民への広報、関係機関へ連絡
広尾警察署大樹駐在所	危険区域巡回、付近住民への広報
北海道猟友会大樹支部	有害鳥獣の捕獲
広尾町役場農林課	関係機関との連絡調整、住民への注意喚起
北海道釧路方面広尾警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民の誘導
北海道猟友会広尾支部	有害鳥獣出没時における緊急パトロール及び捕獲活動

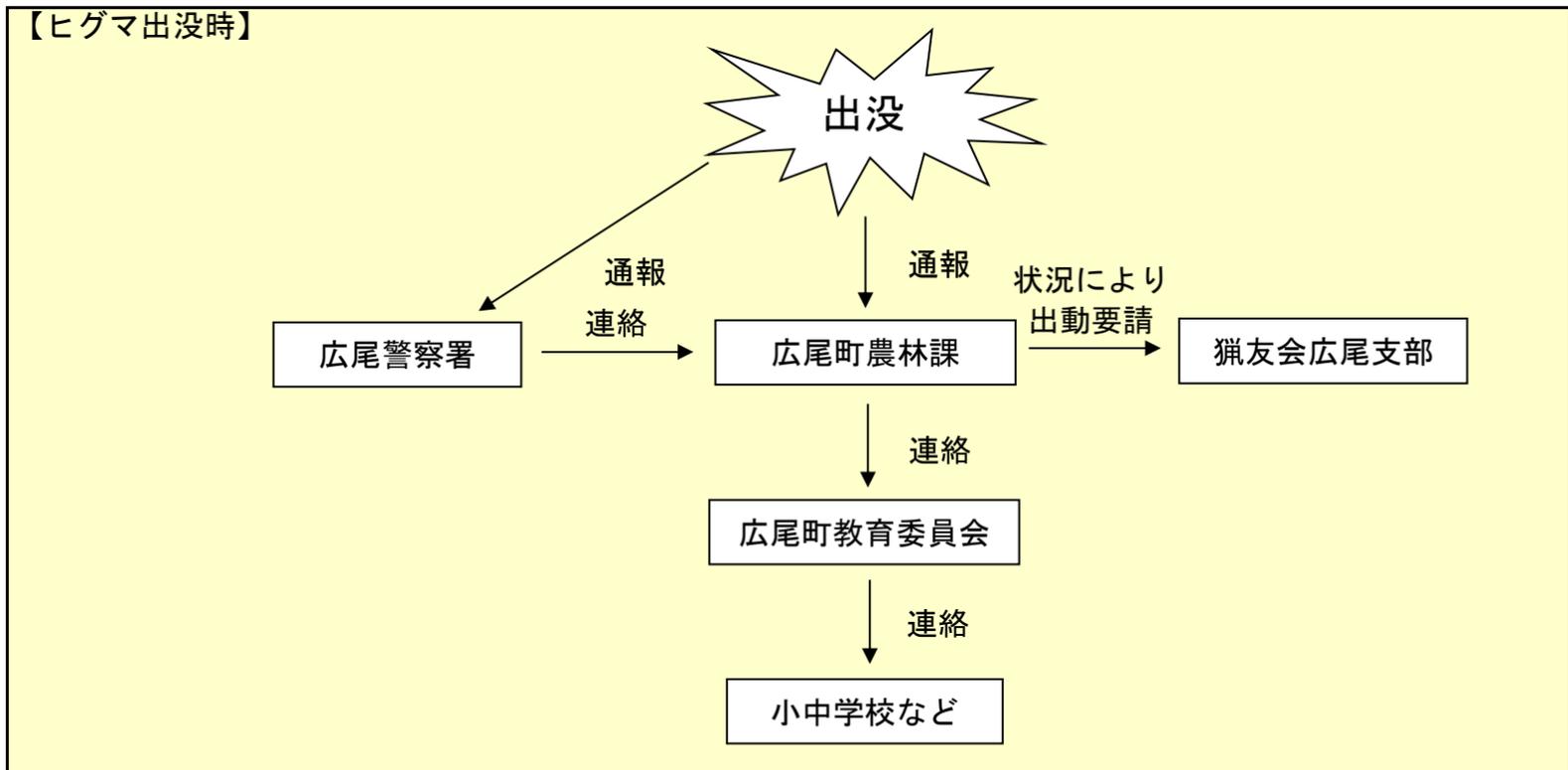
- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

・大樹町



・広尾町



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲等をした有害鳥獣については、原則持ち帰り、肉、毛皮等の有効利用を図る。
- ・持ち帰ることが困難な場合には、生態系に影響を及ぼさないよう埋設等の適切な処理を行う。また、学術研究などに用いる有害鳥獣にあつては、持ち帰ったうえで適切な処理を行う。不要な部位などは捕獲現場等において埋設処理を行うほか、少量の物については南十勝環境衛生センターにおいて焼却処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカの捕獲処理にあたっては食肉加工をするなど有効活用を行う（大樹町） ・必要に応じて推進する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大樹・広尾広域鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大樹町 広尾町	有害鳥獣被害状況の把握、被害防止に係る関係機関等の連絡調整、事業の導入等
大樹町農業協同組合 広尾町農業協同組合 忠類農業協同組合	有害鳥獣による農業被害の軽減に向けた対策、営農指導等の実施、被害の把握事業実施の推進及び有害鳥獣駆除の協力
十勝農業改良普及センター 十勝南部支所	有害鳥獣による農業被害の軽減に向けた指導、助言等被害作物の安定生産に向けた技術指導
広尾町広尾集落	有害鳥獣被害の把握と捕獲に係る協力（中山間地域等直接支払交付金事業）
南十勝森林組合 広尾町森林組合	有害鳥獣による民有林被害の未然防止に向けた管理業務と被害の把握、有害鳥獣駆除の協力
十勝西部森林管理署	有害鳥獣による国有林被害の未然防止に向けた管理業務と国有林への入林等に係る指導、協力、情報提供
十勝総合振興局森林室	有害鳥獣による道有林被害の未然防止に向けた管理業務と情報提供、指導、助言等
北海道猟友会大樹支部 北海道猟友会広尾支部	有害鳥獣の生息状況確認、捕獲等の実施
大樹漁業協同組合 広尾漁業協同組合	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
有限会社 北藤ファーム	エゾシカの捕獲、捕獲したエゾシカの有効活用

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局保健環境部 環境生活課自然環境係	有害鳥獣の捕獲に係る情報提供、指導、助言及び捕獲許可に関する事項等
十勝総合振興局産業振興部 林務課森林整備係	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等
十勝総合振興局産業振興部 水産課水産振興係	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第9条第3項に規定する者とする。なお、同実施隊については、対象鳥獣の捕獲・駆除に関する業務を行い、本協議会の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に基づく鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、広域鳥獣被害防止対策協議会内で連携を密に図り、効果的な実施体制を整備する。
また、農林水産業者自らが被害防止のために対策図ることが重要なことから、啓発・指導活動を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材（箱わな・くくり罟等）の有効利用を図るため、適切な維持管理を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。